

城陽市

都市計画
マスタープラン

【概要版】



はじめに



城陽市長 村田 正明

本市は、新名神高速道路の全線開通により、ヒトやモノのさらなる交流が期待されており、近畿圏や中京圏とのアクセス優位性を生かした大型プロジェクトが進行するなど、今まさにまちづくりの大きな転換点を迎えております。

この大きな好機を確実に捉えるため、社会経済情勢の変化等を見据えた、10年先のまちづくりの方針を示すとともに、市民の皆さまと創り上げるまちの将来ビジョンを明確化するため、このたび、城陽市都市計画マスタープランを改定いたしました。

本市の魅力や強みを存分に生かし、皆さまから選ばれるまちを目指すとともに、市民の皆さまに住んで良かったと思っただけの城陽市となるよう、引き続き各種取組に精励してまいります。

結びに、城陽市都市計画マスタープランの改定に幅広い視点からご審議、ご助言を賜りました城陽市都市計画審議会及び城陽市議会の皆さま、並びにワークショップやアンケート、パブリックコメント等にご協力いただきました、市民の皆さまをはじめとする全ての方々に厚く御礼を申し上げます。

令和8年4月

城陽市都市計画マスタープランの改定背景

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、各市町村が住民の意見を反映させつつ、地域の特性を踏まえて、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

本市においても、経済・社会構造の変化や市民の価値観の多様化などを踏まえて、自然や歴史、文化、伝統などを生かした個性的で快適なまちづくりを進めるとともに、まちの将来像を市民と行政が共有するための計画として「城陽市都市計画マスタープラン」を策定します。

計画改定の背景と位置づけ

本市では、平成29年3月の第4次城陽市総合計画の策定などを受け、平成30年3月に「城陽市都市計画マスタープラン」を改定し、各種取組を推進してまいりました。

現在、我が国においては、深刻な人口減少により、地域の活力や経済の活力の低下が大きな課題となっており、東京の一極集中を是正し、魅力ある地方と都市が結びついた、多様な国民の幸せの実現に向けた取組が進められています。

こうした状況の中、本市では、人口減少・少子高齢化などをはじめとする様々な環境の変化に対応した持続可能なまちを構築するため、既存市街地や東部丘陵地における新たな土地利用などに加え、まちの魅力発信などによる、ひとを呼び込むためのまちづくりの推進が重要となっています。

京都府では、令和4年12月に改定された京都府のめざす方向性を明らかにした「京都府総合計画（あたたかい京都づくり）」の中で、令和5年4月から令和9年3月までを計画期間とする新たな「山城地域振興計画」が策定され、また、令和6年12月には、令和17年を目標年次として「宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「宇治都市計画区域マスタープラン」という。）が改定されました。

以上のような背景を踏まえて、現在の「城陽市都市計画マスタープラン」を総合的・計画的なまちづくりの観点から見直しを行うものです。

計画の役割

本計画の役割は、大きく以下のとおりです。

まちの将来像を具体的に示す

本市の地域特性や住民の意見を踏まえ、まち全体および各地域レベルでまちの将来像を具体的に示します。

まちづくりの具体的な整備の方針を示す

まちの将来像の実現のための取組などを明確化し、まちづくりの具体的な整備の方針を示します。

地域ごとのまちづくりの基本的な方向を示す

地域ごとの課題に応じたきめ細かなまちづくり方針を示すことにより、地域の特色を踏まえた個性豊かなまちづくりの基本的な方向を示します。

まちづくりへの市民の協力や参加を促す

上記のようなまちづくりの内容を示すことにより、各種都市計画事業に対する市民の意識を高め、まちづくりへの協力や参加を促します。

城陽市のめざすべき将来像

まちづくりの基本方針

第4次城陽市総合計画では、「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ緑のまち・城陽」を城陽市の将来像として設定しています。総合計画における「基本構想」を基に、本市のまちづくりにおける重点課題を踏まえ、次の5つのめざすべき都市像を設定します。

■めざすべき都市像

目標①：安心・安全、持続可能なまちづくり

市民が快適に生活を送ることができる、今後も住み続けたいと思えるまちをめざし、公共施設・道路などの社会インフラ整備や生活拠点となる鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めるとともに、防災・減災・強靱化施策さらには地域住民との連携による自助、共助、公助に基づく安心・安全なまちづくりをめざします。

また、今後予測される人口減少・少子高齢化を見据えた新たな定住人口の確保を図るとともに、環境負荷低減に向けた取組などを推進し、持続可能なまちづくりをめざします。

目標②：誰もが快適に過ごせるまちづくり

鉄道駅を中心とした使いやすい公共交通網の整備、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した市街地整備を進め、子どもから高齢者までの市民が多様な交通手段を利用できる、人にやさしく回遊性の高いまちづくりをめざします。

また、鉄道駅を中心とした道路整備を推進し、居心地がよく歩きたくなるウォークアブルな道路空間の創出を図るとともに、自治体DXの導入などによる都市経営の効率化・健全化を図り、誰もが快適に過ごせるまちづくりをめざします。

目標③：広域交通ネットワークの形成を見据えた新たなにぎわいを創出するまちづくり

新名神高速道路の全線開通による近畿圏・中京圏のアクセス優位性を生かし、東部丘陵地エリアへの商業・工業機能の集積と雇用拡大及び交流人口増加を図るとともに、市内に不足する事業用地を確保し、企業進出を促進することにより、持続可能な安定した財政基盤の確保と新たなにぎわいを創出するまちづくりをめざします。

目標④：豊かな地域資源と共生するまちづくり

都市近郊農業の利点を生かした6次産業化やスマート農業などの新たな農業により、農業者の所得が向上し、持続可能な魅力ある農業経営の展開を図るとともに、本市が持つ農地などの田園風景、山林・河川などの自然的資源や文化財などの歴史的資源、さらにはそれら資源が形成する景観を保全・配慮しつつ、交流人口増加に資する地域振興・観光資源として積極的に活用し、広域交通ネットワークの形成により変革する都市構造と豊かな地域資源とが共生するまちづくりをめざします。




目標⑤：多様な担い手との協働によるまちづくり

地域の担い手である市民をはじめ、まちづくりに関わる事業者や学識経験者など、様々な関係者と連携・協働して、まちの活性化や都市経営の健全化などに向けた新たなアイデアや提案を取り入れるとともに、地域ごとの個性を生かしたまちづくりをめざします。



将来都市構造

まちづくりの基本方針に基づき、以下の3つの要素によって将来都市構造を設定します。



■ 土地利用（エリア）

市街地エリア		「誰もが快適に過ごせるまちづくり」を構成する住宅、地域商業・業務、工業・流通などの各ゾーンにより構成されます。
自然環境共生エリア		「豊かな地域資源」を構成する農業や森林公園緑地の各ゾーンにより構成されます。
東部丘陵地エリア		「新たなにぎわいの創出」を構成する城陽市東部丘陵地整備計画対象エリアにより構成されます。

■ 拠点

地域生活拠点		市街地を形成する核となり、地域住民の日常生活の利便性を支える役割を担う市内6つの鉄道駅周辺により構成されます。
新産業創出拠点		産業・物流拠点や広域交流拠点などの新たなにぎわいを創出する役割を担う拠点として、市域北西部の国道24号から東部丘陵線の沿道により構成されます。

■ 軸



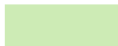

地域交流軸		本市と近隣都市を結び、市民の生活を支える主要な幹線道路及び人・物の流れを形成する上で重要な役割を担う道路により構成されます。
広域交流軸		本市都市構造の大動脈となる新名神高速道路と京奈和自動車道により構成されます。






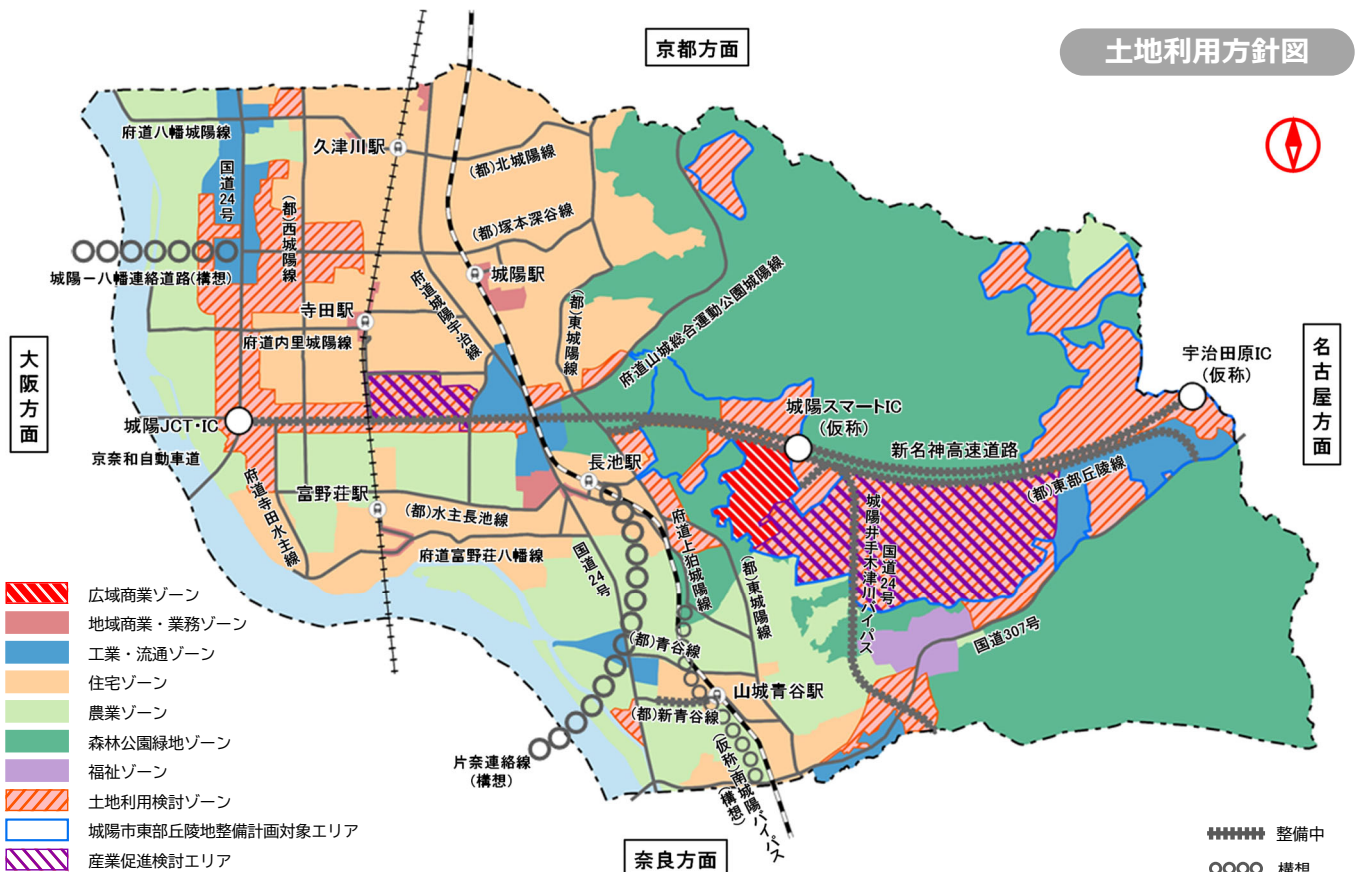
まちづくりの全体方針

土地利用方針

めざすべき都市像や将来都市構造の考え方にに基づき、以下のように土地利用方針を設定します。

<p>広域商業ゾーン</p> 		<p>新名神高速道路のスマートインターチェンジや国道 24 号城陽井手木津川バイパス、都市計画道路東部丘陵線などをはじめとする交通ネットワークの整備・構築が予定されていることから、広域的な交通利便性の向上を生かした、広域圏を対象とする商業機能の配置と充実を図り、市内外からのにぎわい創出・誘導をめざします。</p>
<p>地域商業・業務ゾーン</p> 		<p>鉄道駅周辺や、既存の沿道型商業・業務施設が集積する国道 24 号沿道や府道城陽宇治線沿道は、周辺の住宅地と調和した地域の拠点として立地適正化計画との整合を図り、日常生活に必要な商業・業務機能の維持・誘導によるコンパクトなまちづくりをめざします。</p>
<p>工業・流通ゾーン</p> 		<p>東部丘陵地東側は、新名神高速道路のインターチェンジに近接し、都市計画道路東部丘陵線などの交通ネットワークの整備・構築が予定されていることから、広域的な交通利便性の向上を生かした基幹物流施設を中心とする次世代型物流拠点の配置を図り、流通機能を主体とした産業の集積をめざします。</p> <p>そのほか、サンフォルテ城陽や京都山城白坂テクノパークなどの既存の工業集積地は、今後も生産環境の維持・向上と産業の維持・誘導を図り、良好な工業地の形成をめざします。</p>
<p>住宅ゾーン</p> 		<p>市内 6 つの鉄道駅を中心として形成されている市街地は、生活利便性の向上や活気があふれ、にぎわいのある暮らしを持続していくため、立地適正化計画と整合を図った上で、人口減少・少子高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりをめざします。また、地震対策・水害対策などによる災害に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりを推進するとともに、空き家対策や用途地域、建蔽(ぺい)率・容積率の変更による住宅などの建て替え促進、主に駅前などにおけるマンション建設などの高度利用化の調査・実施検討を進めるなど、良好な住環境の維持・発展に努めます。</p> <p>そのほか、市街地に保存されている古墳をはじめとした史跡などについても、積極的な保存・活用を図り、市民が豊かな地域資源と共生できるまちづくりをめざします。</p>
<p>農業ゾーン</p> 		<p>本市の特色である良好な自然的景観を維持するために、農地の保全・整備を促進し、大都市近郊という立地条件を生かし、生産環境の向上をめざします。</p>
<p>森林公園緑地ゾーン</p> 		<p>東部・南部に広がる丘陵地は、自然保護、水源かん養、地球温暖化対策、防災などの観点から、森林の保全を基本とし、ゆとりある緑地環境の形成をめざします。</p> <p>また、鴻ノ巣山や総合運動公園（スポーツゾーン、レクリエーションゾーン（ロゴスランド））、京都府立木津川運動公園（城陽五里五里の丘）、サンガタウン城陽、ゴルフ場などが所在していることから、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーション機能の充実をめざします。</p>
<p>福祉ゾーン</p> 		<p>病院や福祉施設などが集積する国道 307 号沿道は、既存施設を中心に医療・福祉関連機能の集積をめざします。</p>

<p>土地利用検討ゾーン</p>		<p>産業振興や雇用創出、地域の創生などの推進に向けた新たな土地利用の誘導を図る地域として、国道 24 号をはじめとする、国道、府道、都市計画道路の沿道などを位置づけ、政策的な取組が必要と判断した地域においては、周辺環境への配慮と農林漁業などとの調整・連携を図りつつ、今後のまちづくりに必要となる、各地域に適した方策、計画的かつ適切な土地利用を検討し、具体化に向けた取組を推進します。また、東部丘陵地においては、「城陽市東部丘陵地整備計画」に基づき、広域利用を想定した様々な機能の集積をめざした土地利用を検討し、実施することとします。</p> <p>なお、京都府が区区分の見直しを実施する場合には、その時点において計画的な市街地整備が必要かつ実現性が高い区域を見直しの対象地として取り扱うこととします。</p>
<p>城陽市東部丘陵地整備計画対象エリア</p>		<p>「城陽市東部丘陵地整備計画」に基づき、山砂利採取や埋戻し事業が完了したゾーンにおいて、環境と調和のとれた土地利用を検討します。なお、東部丘陵地長池地区と東部丘陵地青谷地区においては、既に先行して広域商業ゾーン、工業流通ゾーンの土地利用を進めており、その間の中間エリアにおいては「先端技術と広域交流の融合による近未来都市 Joyo Smart Innovation Park」を基本コンセプトに、両地区の整備効果を最大限に生かした土地利用に向け、まちづくりの具体化を進めます。</p>
<p>産業促進検討エリア</p>		<p>宇治都市計画区域マスタープランに保留フレームとして位置付けられた「国道 24 号沿道寺田地区」、「東部丘陵地中間エリア」については、新名神高速道路をはじめとした広域交通ネットワークの充実に伴い、産業立地の開発ポテンシャルが高まっていることから、適切な都市基盤施設の整備、農林漁業及び周辺環境と調整を図るとともに、新たな産業拠点の形成による地域経済の活性化と雇用の創出につながる土地利用の推進を検討し、早期の市街化区域編入に努めます。</p>



交通に関するまちづくり方針

① 道路網

- 新名神高速道路の全線開通や、国道 24 号城陽井手木津川バイパスの早期整備促進など、新たな広域交通ネットワークの形成
- 幹線道路や補助幹線道路などの着実な整備
- 生活道路の交差点改良や狭幅員道路の解消などの段階的な整備
- 事故の発生するおそれが高い箇所の優先的な整備、市民と協働した道路の適切な維持管理
- 自転車・歩行者用道路の整備、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化などによる歩行者空間の整備

② 公共交通網

- 近隣都市へのアクセス向上に寄与する鉄道路線の整備についての国や京都府への要望
- JR 奈良線の高速度化・複線化の推進
- 公共交通の利用促進
- 駅前広場における各交通システムが有効に機能する施設規模などの確保、安心・安全に利用できるように配慮した整備
- 持続可能な交通体系の検討

● 主な取組 ※①道路網、②公共交通網

- 新名神高速道路の早期全線整備の促進 (①)
- 都市計画道路（北城陽線、西城陽線、新青谷線、東部丘陵線）、市道 3201 号線の整備 (①)
- 狭幅員の道路における、安全で快適な生活道路としての改良の推進 (①)
- 高齢者や障がい者にも配慮したバリアフリー化された機能的な歩行者空間の整備の推進 (①)
- JR 奈良線の高速度化・複線化実現に向けた鉄道事業者や京都府への要望 (②)
- 学校 MM（モビリティ・マネジメント）やシルバー・フリーバスライドなどの取組や交通ガイドマップの活用による利用促進の実施 (②) など



上下水道に関するまちづくり方針

① 上水道

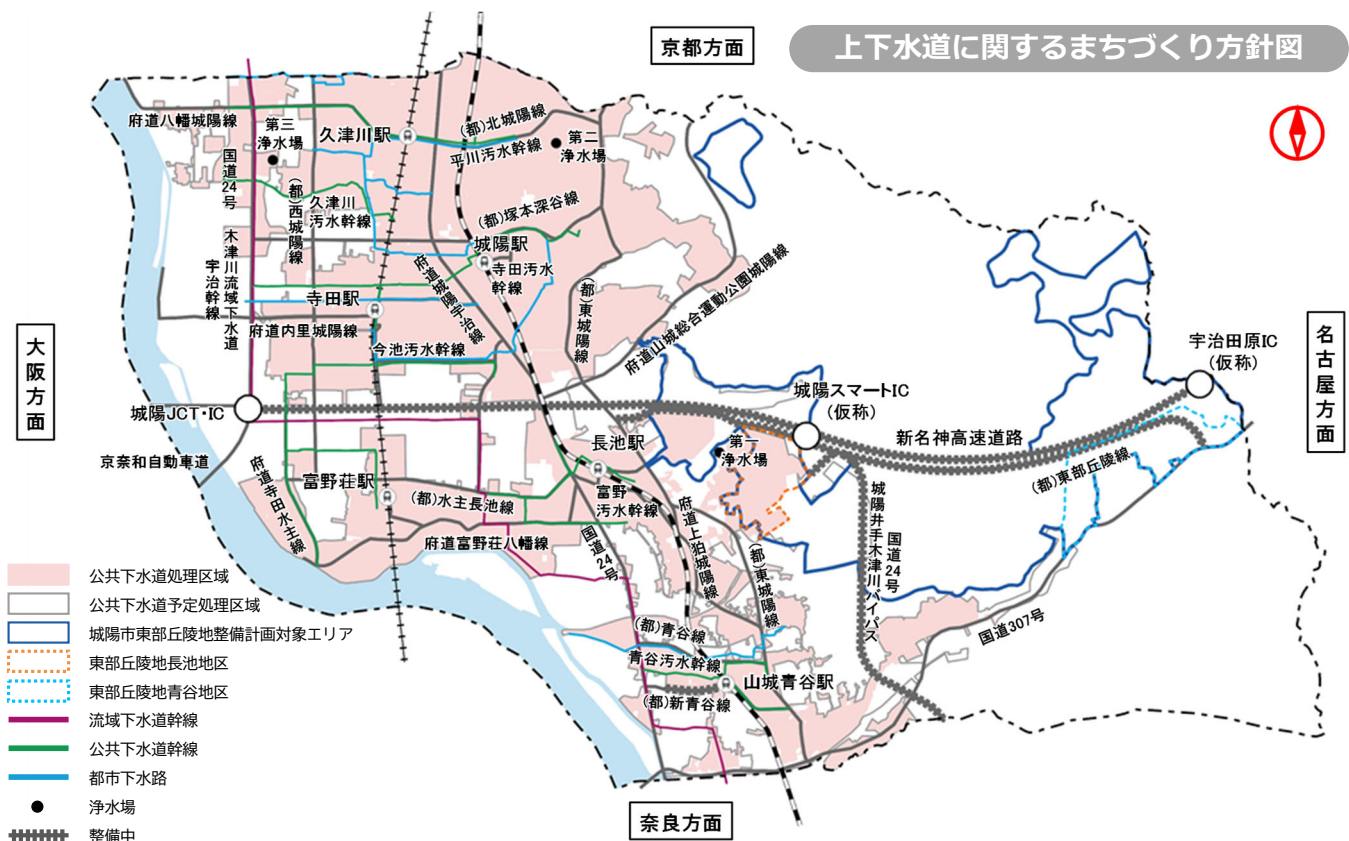
- 更新時期を迎えた水道施設の計画的な更新、健全な水道事業経営
- 優先度の高い路線から耐震性の確保に向けた整備
- 新たな土地利用を進める箇所（東部丘陵地など）における適切な施設の整備

② 下水道

- 適切な維持・管理、未接続世帯や事業所への普及啓発
- 被災リスクが高い管路の耐震診断の実施、耐震性能が不足する管路の耐震化工事の推進
- 老朽化対策の推進
- 新たな土地利用を進める箇所（東部丘陵地など）における適切な施設の整備

● 主な取組 ※①上水道、②下水道

- 「城陽市水道事業ビジョン」に基づいた計画的な施設の更新、耐震化などの実施（①）
- 「城陽市下水道事業ビジョン」に基づいた整備、普及啓発、耐震化及び老朽化対策などの実施（②）
- 土地利用の状況に応じた適切な整備のための上水供給／下水処理のあり方の検討（①、②）



防災に関するまちづくり方針

① 防災機能

- 土地区画整備事業などによる面的なインフラ施設の整備
- 木造住宅の耐震化、狭幅員道路の解消、オープンスペースの確保などの地域環境の改善
- 東部丘陵地における広域連携を想定した防災拠点機能の整備に向けた検討
- 事業者、関係機関との協定や福祉避難所協定、近隣市町などとの相互応援協定による防災協定の充実
- 災害対策本部となる市庁舎の防災機能の強化、指定緊急避難場所・指定避難所の整備、備蓄などの推進
- 緊急輸送道路の指定に関する検討、防災機能を有する幹線道路の整備や復興事前準備などの推進

② 防災意識

- ハザードマップの周知、災害時避難誘導対策の実施
- 城陽市防災訓練の実施などによる地域の防災力の強化、市民の防災意識の向上に向けた取組の推進
- 地域住民が主体となった自主防災組織の育成などの促進

③ 治水対策

- 総合排水計画に基づく河道整備、雨水貯留浸透施設の設置、及び開発調整池の整備に関する指導・協議
- 一級河川の防災機能強化に向け、国や京都府などの関係機関への継続的な要望の実施

④ 土砂災害対策

- 土砂災害のおそれのある区域における土石流対策や急傾斜地対策、地すべり対策などの促進

● 主な取組 ※①防災機能、②防災意識、③治水対策、④土砂災害対策

- 城陽市建築物耐震改修促進計画に基づいた木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進 (①)
- 「城陽市東部丘陵地整備計画」に基づく防災拠点機能の整備検討 (①)
- 城陽市防災ブック、出前講座などによるハザードマップの周知、誘導標識などの災害時避難誘導対策の充実 (②)
- 準用河川や都市下水路、排水施設などの整備による浸水対策の推進 (③)
- 東部丘陵地の修復整備の促進 (④) など



自然・歴史共生に関するまちづくり方針

① 市街地

- 都市公園だけでなく、公共施設などにおける重点的な緑化推進による環境負荷の軽減
- 自然環境の保全や河川環境の向上、市内の公害対策への取組
- 地域コミュニティに基づく多様な活動などを通じた市民参画による市内の美化の推進

② 公園・緑地

- 府市協調による京都府立木津川運動公園（城陽五里五里の丘）の全園開園
- 都市公園の緑地の保全・整備、利用しやすい公園への再整備や集約・再編の検討
- 山地や農地などの受け継がれてきた緑の一体的な保全、次世代への継承

③ 文化財

- 古墳をはじめとした史跡などの継続的な保全、次世代への継承
- 多様な活用に対応できる史跡の整備の推進

④ 東部の丘陵地

- 緑豊かな自然環境の保全、山砂利採取地の拡大防止や跡地における緑の再生
- 東部丘陵地における緑の機能回復、レクリエーション施設の整備などによる緑を生かし付加価値を持たせるような土地利用の検討

● 主な取組 ※①市街地、②公園・緑地、③文化財、④東部の丘陵地

- 市民と行政の協働による市民一斉クリーン活動の推進（①）
- 緑化に対する普及・啓発と市民参加に向けての展開（①）
- 京都府立木津川運動公園北側区域における、スポーツやレクリエーションなどの防災機能も有する緑豊かな施設としての早期整備の推進（②）
- 地域で親しまれる公園整備の推進（②）
- 追加指定や公有化などによる史跡の保存の推進（③）
- 「城陽市山砂利採取及び土砂などの採取又は土地の埋立てなどに関する条例」の適切な運用による山砂利採取地の拡大防止と自然環境などの再生（④）



地域別まちづくり方針

地域区分の考え方

各分野のまちづくり方針に基づき、地域ごとの課題に応じたきめ細かな方針を示します。

地域の区分は、各地域の施策を位置づける上での地域のまとまりを考慮して、以下に示す考え方に基づき、5つの地域とします。

地域区分の考え方

■ 鉄道駅を中心とした市街地の形成

本市には6つの鉄道駅が位置し、それらを中心として市街地が形成され、主な居住エリアとなっていることを踏まえて地域区分を設定します。

■ 小学校区を踏まえた地域区分の設定

鉄道駅を中心として市街地が形成されていることを考慮した上で、実際の住民生活は小学校区を基本に形成されていることから、小学校区の区域界を踏まえて地域区分の境界を設定します。

■ 東部丘陵地における大規模開発を考慮した地域区分の設定

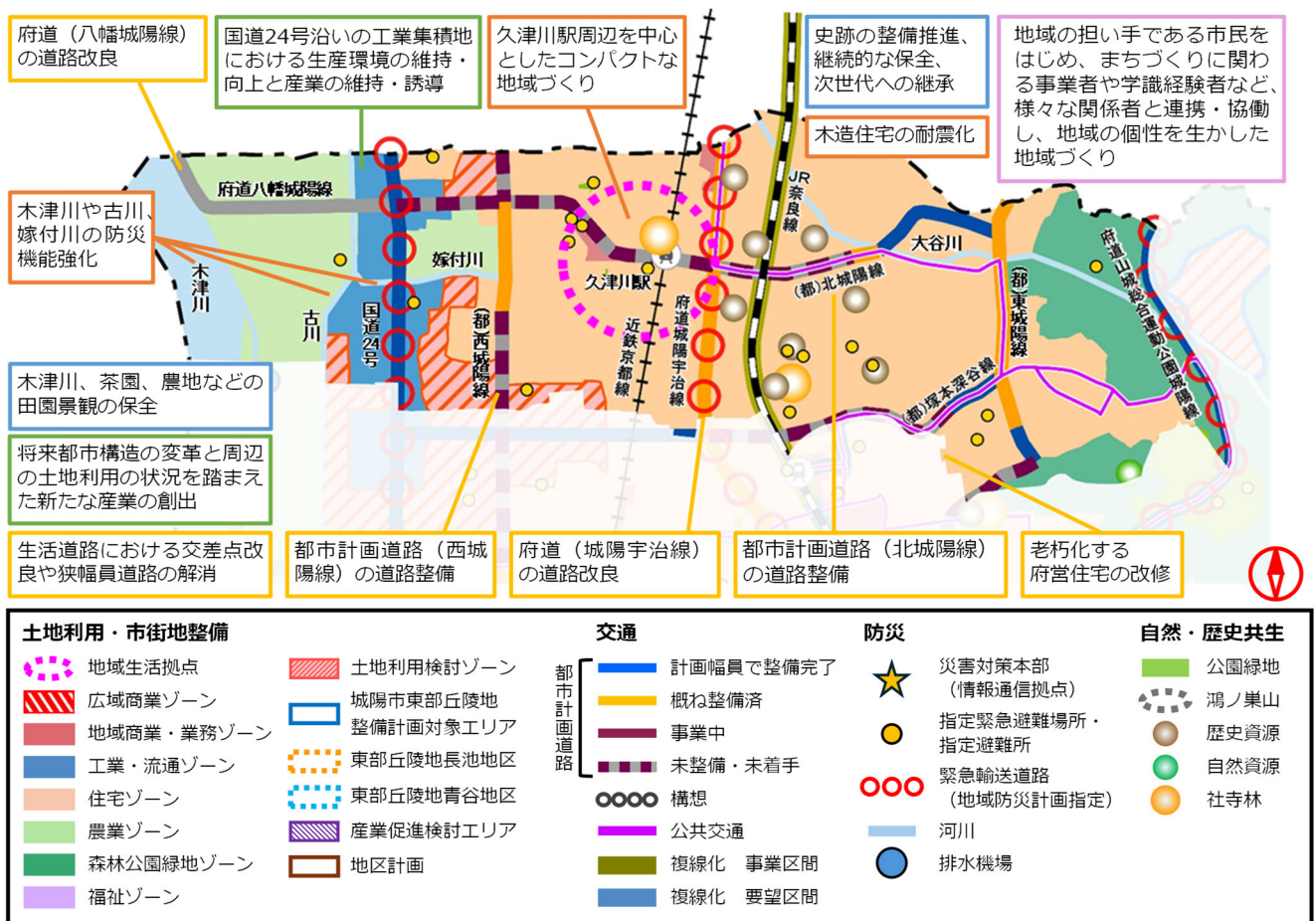
東部丘陵地においては、「城陽市東部丘陵地整備計画」により、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりをめざしていることから、この地域を一つの独立した地域区分として設定します。



久津川地域のまちづくり方針

めざすべき都市像	まちづくり方針
目標①： 安心・安全、持続可能なまちづくり	○久津川駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを推進します。 ○木造住宅の耐震化、木津川や古川、嫁付川の防災機能強化に向けた取組を推進します。
目標②： 誰もが快適に過ごせるまちづくり	○府道城陽宇治線・八幡城陽線の道路改良や（都）北城陽線、（都）西城陽線の道路整備、生活道路における交差点改良や狭幅員道路の解消などを推進します。 ○老朽化する府営住宅の改修など、地域コミュニティの活性化及び良質な住環境の整備を推進します。
目標③： 広域交通ネットワークの形成を見据えた新たなにぎわいを創出するまちづくり	○国道24号沿いの工業集積地における生産環境の維持・向上と産業の維持・誘導を図ります。 ○土地利用検討ゾーンにおいて、将来都市構造の変革と周辺の土地利用の状況を踏まえ、新たな産業の創出を検討します。
目標④： 豊かな地域資源と共生するまちづくり	○木津川や上津屋の浜茶、農地などの田園景観の保全に努めます。 ○久津川車塚古墳や芭蕉塚古墳などの史跡の整備を推進し、継続的な保全に努め、次世代へと継承します。
目標⑤： 多様な担い手との協働によるまちづくり	○地域の担い手である市民をはじめ、まちづくりに関わる事業者や学識経験者など、様々な関係者と連携・協働し、地域の個性を生かした地域づくりをめざします。

久津川地域まちづくり方針図



長池・富野荘地域のまちづくり方針

めざすべき都市像	まちづくり方針
目標①： 安心・安全、持続可能なまちづくり	○長池駅周辺、富野荘駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを推進します。 ○木造住宅の耐震化、木津川や長谷川の防災機能強化に向けた取組を推進します。
目標②： 誰もが快適に過ごせるまちづくり	○府道富野荘八幡線の道路改良や（都）西城陽線の道路整備、生活道路における交差点改良や狭幅員道路の解消などを推進します。 ○鉄道の利便性向上に資する JR 奈良線の高速化・複線化を推進します。 ○長池駅周辺におけるにぎわい創出に向けた取組や地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
目標③： 広域交通ネットワークの形成を見据えた新たなにぎわいを創出するまちづくり	○国道 24 号沿いの工業集積地における生産環境の維持・向上と産業の維持・誘導を図ります。 ○土地利用検討ゾーンにおいて、将来都市構造の変革と周辺の土地利用の状況を踏まえ、新たな産業の創出を検討します。
目標④： 豊かな地域資源と共生するまちづくり	○市街地周辺の自然緑地、既存集落と一体となった田園景観などの保全に努めます。 ○木津川の保全、茶園や優良農地の保全・活用を促進します。
目標⑤： 多様な担い手との協働によるまちづくり	○地域の担い手である市民をはじめ、まちづくりに関わる事業者や学識経験者など、様々な関係者と連携・協働し、地域の個性を生かした地域づくりをめざします。

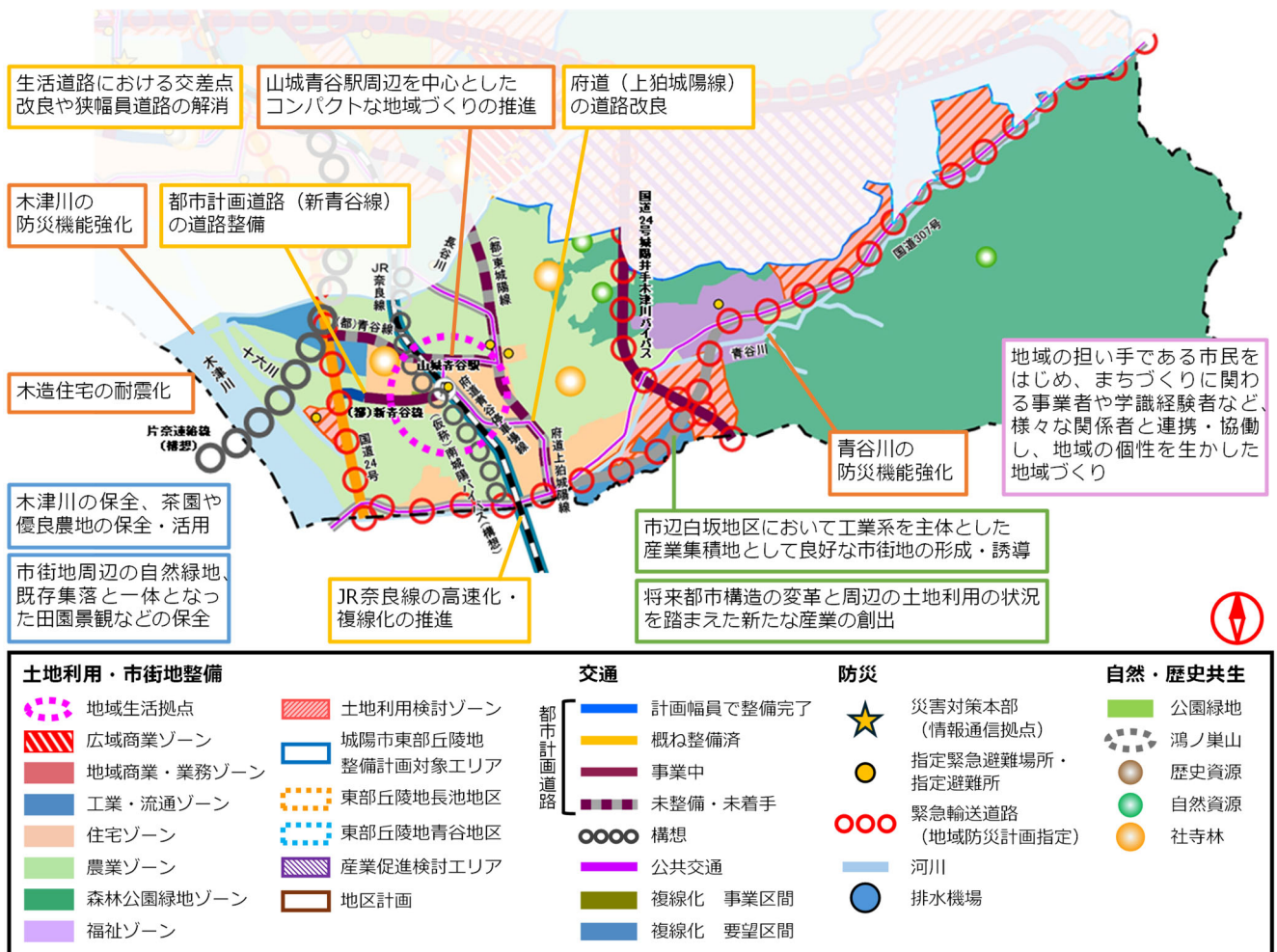
長池・富野荘地域まちづくり方針図



青谷地域のまちづくり方針

めざすべき都市像	まちづくり方針
目標①： 安心・安全、持続可能なまちづくり	○山城青谷駅周辺を中心としたコンパクトな地域づくりを推進します。 ○木造住宅の耐震化、木津川や青谷川の防災機能強化に向けた取組を推進します。
目標②： 誰もが快適に過ごせるまちづくり	○府道上狛城陽線の改良や(都)新青谷線の道路整備、生活道路における交差点改良や狭幅員道路の解消などを推進します。 ○鉄道の利便性向上に資するJR奈良線の高速化・複線化を推進します。
目標③： 広域交通ネットワークの形成を見据えた新たなにぎわいを創出するまちづくり	○市辺白坂地区において、工業系を主体とした産業集積地として良好な市街地の形成・誘導を図ります。 ○土地利用検討ゾーンにおいて、将来都市構造の変革と周辺の土地利用の状況を踏まえ、新たな産業の創出を検討します。
目標④： 豊かな地域資源と共生するまちづくり	○市街地周辺の自然緑地、既存集落と一体となった田園景観などの保全に努めます。 ○木津川の保全、茶園や優良農地の保全・活用を促進します。
目標⑤： 多様な担い手との協働によるまちづくり	○地域の担い手である市民をはじめ、まちづくりに関わる事業者や学識経験者など、様々な関係者と連携・協働し、地域の個性を生かした地域づくりをめざします。

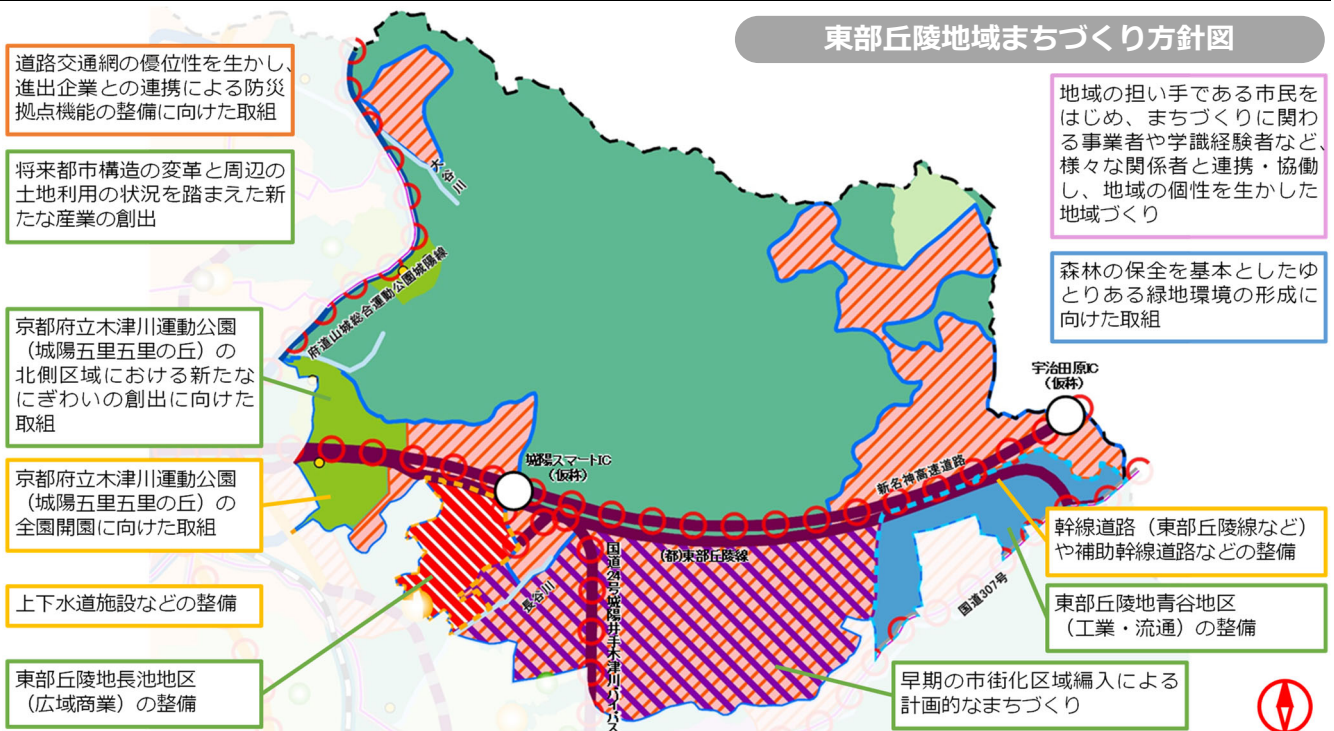
青谷地域まちづくり方針図



東部丘陵地域のまちづくり方針

めざすべき都市像	まちづくり方針
目標①： 安心・安全、持続可能なまちづくり	○東部丘陵地における道路交通網の優位性を生かし、進出企業との連携による防災拠点機能の整備に向けた取組を推進します。
目標②： 誰もが快適に過ごせるまちづくり	○東部丘陵線などの幹線道路や補助幹線道路、東部丘陵地における上下水道施設などの整備を推進します。 ○広域的なレクリエーションの拠点である京都府立木津川運動公園（城陽五里五里の丘）の全園開園に向けた取組を推進します。
目標③： 広域交通ネットワークの形成を見据えた新たなにぎわいを創出するまちづくり	○東部丘陵地長池地区（広域商業）、東部丘陵地青谷地区（工業・流通）の整備を推進します。 ○土地利用検討ゾーンにおいて、将来都市構造の変革と周辺の土地利用の状況を踏まえ、新たな産業の創出を検討します。特に産業促進検討エリアについては早期の市街化区域編入による計画的なまちづくりの推進を図ります。 ○京都府立木津川運動公園北側区域における飲食・物販施設などの設置による新たなにぎわいの創出に向けた取組を推進します。
目標④： 豊かな地域資源と共生するまちづくり	○東部丘陵地の整備にあたっては、森林の保全を基本とし、ゆとりある緑地環境の形成に向けた取組を推進します。
目標⑤： 多様な担い手との協働によるまちづくり	○地域の担い手である市民をはじめ、まちづくりに関わる事業者や学識経験者など、様々な関係者と連携・協働し、地域の個性を生かした地域づくりをめざします。

東部丘陵地域まちづくり方針図



土地利用・市街地整備	交通	防災	自然・歴史共生
<ul style="list-style-type: none"> 地域生活拠点 広域商業ゾーン 地域商業・業務ゾーン 工業・流通ゾーン 住宅ゾーン 農業ゾーン 森林公園緑地ゾーン 福祉ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用検討ゾーン 城陽市東部丘陵地整備計画対象エリア 東部丘陵地長池地区 東部丘陵地青谷地区 産業促進検討エリア 地区計画 	<ul style="list-style-type: none"> 計画幅員で整備完了 概ね整備済 事業中 未整備・未着手 构想 公共交通 複線化 事業区間 複線化 要聖区間 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部（情報通信拠点） 指定緊急避難場所・指定避難所 緊急輸送道路（地域防災計画指定） 河川 排水機場 公園緑地 鴻ノ巣山 歴史資源 自然資源 社寺林

まちづくりの推進方策

まちづくりの基本的な進め方

近年、全国的な人口減少・少子高齢社会の進行に伴う課題が増えており、市民のニーズは多様化しています。その中で、新名神高速道路全線開通などの今後の本市を取り巻く社会情勢の変化への対応や地域の課題は、地域で解決していく必要があります。本計画に定める「城陽市のめざすべき将来像」などを踏まえたまちづくりの実現には、地域の担い手である市民・市民団体をはじめ、まちづくりに関わる事業者や学識経験者など、様々な関係者と連携・協働しながら各種取組を推進することが重要となるため、本市のまちづくりにおけるそれぞれの役割を以下のとおり整理します。

市民・市民団体の役割

まちづくりへの参画

(まちづくり参画への意識づくり、まちづくりへの主体的な参加、まちづくりの推進)

近年、市民ニーズの多様化や人口減少・少子高齢化の進行に伴う地域住民の交流機会の減少、自治会活動の担い手不足などが課題となっています。市民・市民団体は積極的なまちづくりへ参加することにより、市民協働によるまちづくりを推進します。

事業者・学識経験者などの役割

まちづくりへの組織参画

(まちづくり活動の実践、民間資本の活用、助言)

今後、広域交通ネットワークの整備に伴い、既存の事業者および新たな事業者による商工業の活性化が見込まれ、まちづくりに大きな影響を与えることが期待されています。事業者は、積極的にまちづくりへ参加することにより、地域連携・地域共生のまちづくりを推進します。また、学識経験者などは、まちづくりの推進にあたって、幅広い場面で意見交換・助言を行い、より良いまちづくりの方向性を検討します。

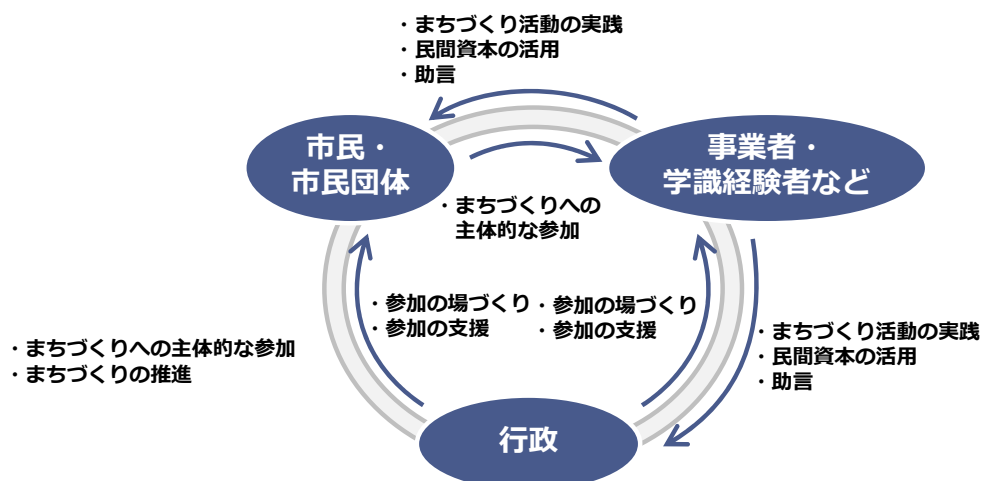
行政の役割

市民参加の場づくり、参加の支援

(市民が参画しやすい環境づくり、まちづくり活動の支援、市政などの情報発信)

幅広い情報発信に努めるとともに、市民や事業者などによる活動を積極的に支援します。また、誰もがまちづくりに参画しやすい環境づくりを進め、まちづくりに関する意見を把握する機会の創出に努めます。

まちづくりの協働イメージ



表紙デザインについて

表紙デザインは、本市と連携協力に関する協定を締結している京都芸術デザイン専門学校に制作を依頼し、素晴らしい作品の数々から倉本正美さんの作品を採用しました。

デザインの視点として、

- ・完成形ではなく、「今まさにつくりられている途中の城陽市」
 - ・市民と行政と一緒に積み重ねてまちが形になっていくプロセス
- をコンセプトに、梅やしらすぎなど本市の特色もちりばめられた、市民とともに創りあげる都市計画の姿を表現したデザインとなっています。
-



城陽市

城陽市都市計画マスタープラン

発行日： 令和8年4月

発行： 城陽市 都市整備部 都市政策課

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL 0744-56-4066 FAX 0774-56-3999